

令和7年度介護基盤整備計画登載事業公募要項

1 公募の趣旨

長岡市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、日常生活圏域ごとの高齢者人口や要介護（支援）認定者の推移等の基礎数値、利用者ニーズ、施設整備バランスを考慮しながら基盤整備計画を定め、施設整備を着実かつ効果的に進めています。

本公募は、施設整備を円滑に進めるとともに、適正な計画を選考することにより、質の高いサービスを継続して市民に提供するために行うものです。

2 募集内容

(1) 令和7年度計画分について募集します。

サービス種別	整備区分	整備圏域	整備数	定員
認知症対応型共同生活介護	創設	川東地区北	1	18

3 応募資格

以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の目的を理解し、高齢者等社会福祉に寄与できるものであること。
- (2) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きの開始の申し立てをしていないこと、更生又は再生手続中でないこと。
- (5) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項（指定地域密着型サービス事業）各号並びに同第115条の12第2項及び第4項（指定地域密着型介護予防サービス事業）各号に定めのある欠格事項に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人を設立する予定である者であること（施設の設置者と運営者が異なる場合は、運営者が社会福祉法人又は社会福祉法人を設立する予定である者であること）
(※介護老人福祉施設の整備に係る応募のみ)。

4 立地条件

下記の全てを満たすことが条件となります。

- (1) 整備予定地については、取得・借受が確実に見込まれること。また、借受の場合は、事業の継続に必要な相当期間の賃借権又は地上権を設定すること。
- (2) 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。
 - ※ 新たに建設用地を取得・借受する場合、応募書類提出段階では取得・借受されている必要はありませんが、土地の売買確約書等により、その確実性を確認します。

注 上記の諸条件に限らず整備予定地での開発が可能であるか、長岡市建築・開発審査課、農業委員会事務局など関係各機関に必ず確認してください。

5 建設条件

下記の全てを満たすことが条件となります。

- (1) 施設整備は、原則として令和7年度末までに整備を完了し、事業を開始すること。
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法、新潟県福祉のまちづくり条例、その他の関係法令を遵守すること。また、必要に応じて関係機関と相談のうえ、計画を策定すること。
- (3) 市・県の基準条例等に規定された施設・整備の基準を満たすこと。
- (4) 周辺の環境に合った外観に配慮すること。
- (5) 隣接住民、自治会等に対し、十分な説明をすること。
- (6) 地元自治会（町内会）会長及び建設予定地に隣接する土地所有者等から建設事業に係る同意を得ること。

6 運営条件

下記の全てを満たすことが条件となります。

- (1) 長岡市条例及び新潟県条例に基づく指定基準を満たすこと。
- (2) 利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、利用者等の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 明るく清潔で市民に親しみやすく、地域に開かれた施設になるように配慮すること。
- (4) 開設する施設及び事業所は、施設の目的、立地環境、利用者の待機状況を勘案しながら、利用者を受け入れるものとする。

7 受付期間及び提出方法

本公募に申込みする事業者は次のとおり、応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を公募申請者とします。

(1) 受付期間・提出場所

受付期間	提出場所及び問い合わせ先
【応募受付期間】 令和7年10月20日（月）から 令和7年11月28日（金）まで （受付時間） 午前9時から午後5時まで ※土曜・日曜・祝日は除きます。	〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡 東棟 3階 福祉保健部 福祉総務課 指導監査係 TEL：0258-39-2217 FAX：0258-39-2275 E-mail:fukushi@city.nagaoka.lg.jp
【質問受付期間】 令和7年10月28日（火）まで （質問回答期限） 令和7年11月6日（木）	質問及び市からの回答については、ホームページにて公開します。

注1 応募する前に、必ず事前相談による書類の確認を受けてください。

注2 郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ来庁願います。

注3 受付最終日前は大変混み合いますので、早めの提出をお願いします。

(2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(3) 応募書類

ア 別紙「公募申請に必要な提出書類一覧表」のとおりとします。

イ 様式については、長岡市のホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/seibi-jigyoku.html>)

ウ 長岡市が必要と判断した場合は、書類の追加、補正等を求めることがあります。

エ 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買契約書等）は、写しの提出でかまいませんが、必ず原本証明を行ってください。

(例)

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

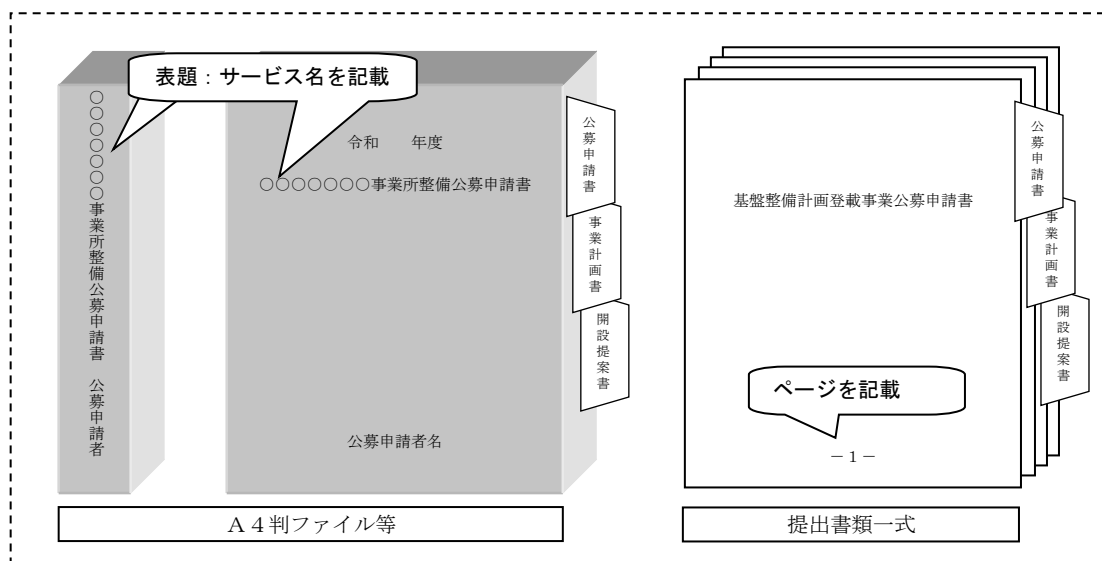
社会福祉法人 ○○○○○会 **代表**

理事長 ○ ○ ○ ○ **印**

(4) 応募書類の体裁

応募書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ア 全ての書類にページ番号をつける。
- イ 項目ごとに文字又は番号表記のインデックスをつける。
- ウ 全体をファイルやバインダー等につづる。
- エ 所定の様式が定められているもの以外は、原則としてA4判で提出してください。
ただし、図面等はA3判としA4サイズに折り込んでください。
- オ 提出書類はホチキス留めしないで提出してください。



8 応募に際しての留意事項

- (1) 本申込みの受付期間終了後は、公募申請者の都合による計画変更は一切認めません。
- (2) 応募に必要な書類の不足・不備がある場合は、受理することができませんので、事前に内容について長岡市福祉総務課の担当と協議を行い、必要事項に漏れがないようにしてください。
- (3) 書類については、計画の確実性が重視されるため、可能な限り具体的な内容を提示してください。
- (4) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。
- (5) 応募に係る費用は、すべて公募申請者の負担とします。
- (6) 他の応募の有無や、他の公募申請者の計画内容についての問い合わせについては、一切応じません。
- (7) 本応募における土地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、長岡市はその責任を一切負いません。
- (8) 応募書類提出後に辞退をする場合は、速やかに理由を付した応募辞退届（様式任意）を提出してください。

- (9) 次項の事業者選定は、優先候補者に対して施設を使用して実施する介護保険事業者の指定等を確約するものではありません。また、関係法令に係る許認可等、建設等に係る補助金の交付を保証するものではありません。

なお、下記の項目に該当し整備計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

- ア 公募申請者が応募資格要件を満たさなくなった場合
- イ 応募内容に虚偽記載があった場合
- ウ 必要な許認可が取得できない場合
- エ 整備計画の変更（サービス種別、圏域、整備予定地など重要事項の変更）があった場合
- オ その他（基盤整備計画に大きな影響を及ぼすと判断されるもの）

9 事業者の評価・選定

(1) 選定の方法

提出された応募書類の評価及び事業者ヒアリングによる評価に基づき、総合的に評価を行います。

ただし、認知症対応型通所介護（共用型）の創設、認知症対応型共同生活介護の増床、地域密着型介護老人福祉施設の増床及び介護老人福祉施設の増床については、各募集内容ごとに競合しない場合に限り、応募書類の書面審査のみとします。

- ア 整備計画の評価は、長岡市介護保険施設等事業者選定委員会が行います。
- イ アの結果を踏まえて、長岡市が優先候補者を選定します。
- ウ 評価の結果、優先候補者なしとする場合があります。この場合は再度公募を行います。

(2) 評価項目

項目	評価の視点	配点
ア 基本方針・基本理念	法人の理念・考え方、施設運営の方針など	5
イ 整備圏域・環境	圏域・整備地の妥当性、地域バランスなど	10
ウ 地域住民の理解	説明会実施状況、要望と対応方針など	5
エ 計画の確実性	土地・施設の状況、法規制への対応など	10
オ 資金計画・収支計画	資金計画、借入金償還計画、収支計画など	5
カ サービス・施設	多職種等、サービス・施設の特長など	10
キ 職員確保・配置・育成等	職員確保、職員配置、人材育成など	10
ク 安全性	安全対策、身体拘束・虐待の防止など	5
ケ 地域との交流・連携	地域交流の考え方、具体的な方法など	5
コ 事業者の適格性	財務状況、実績など	5

(3) 選定の結果通知及び公表

- ア 結果については、公募申請者に対し文書により通知します。電話・文書等による問い合わせには応じません。

- イ 優先候補者の選定後、選定した事業者名を長岡市のホームページで公表します（その他の公募申請者を特定できる情報は公表しません）。
- ウ 個別の評価結果については、情報公開請求に基づき、当該応募者の合計得点及び評価項目別得点に限り公開します（採点者による公平公正な審査を担保するため、採点者ごとの採点結果は非公開とします）。

10 施設整備等に伴う補助金

- (1) 施設整備費補助金等を希望される場合は、福祉総務課にお問い合わせください。
なお、長岡市では、これらの補助金交付の採択・不採択に関わらず、上乗せ等の市単独補助は行いません。
- (2) 補助金の交付対象は、介護保険事業等の運営事業者となります。また、施設整備費補助金を活用する場合、建築等施設整備に着手できる時期は、補助金交付決定後になります。

11 スケジュール概要（案）

日程	項目
10月20日（月）	申請書受付開始
10月28日（火）	質問受付最終日
11月6日（木）	質問回答期限
11月28日（金）	応募書類受付終了
12月18日（木）	事業者ヒアリング
12月下旬予定	結果の通知及び公表